

平成19年12月3日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 西塔隆司

平成18年(ワ)第530号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成19年10月1日

判 決

埼玉県越谷市南越谷五丁目8番地5

原 告	株式会社アクティバル
同代表者代表取締役	中島昌喜
同訴訟代理人弁護士	西垣義明
同訴訟復代理人弁護士	石灰正幸

埼玉県越谷市七左町二丁目185番地1

被 告	有限会社田中水道工業所
同代表者代表取締役	田中勉

被 告 亡 [REDACTED]訴訟承継人

被 告 亡 [REDACTED]訴訟承継人

被 告 亡 [REDACTED]訴訟承継人

被 告 亡 [REDACTED]訴訟承継人

被 告 亡 [] 訴訟承継人

上記 6 名訴訟代理人弁護士
同

石 河 秀 夫
横 家 豪

埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目 5 番 22 号

被 告 越谷・松伏水道企業団
同 代表者 企業長 須賀 清光
同 訴訟代理人弁護士 橋本 勇
同 羽根 一成
主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 被告有限会社田中水道工業所（以下「被告田中水道」という。）及び被告越谷・松伏水道企業団（以下「被告水道企業団」という。）は、原告に対し、連帶して金 1615 万円を支払え。
- 2 被告 []（以下「被告 []」といふ。）は、原告に対し、被告田中水道及び被告水道企業団と連帶して金 323 万円を支払え。
- 3 被告 []（以下「被告 []」といふ。）は、原告に対し、被告田中水道及び被告水道企業団と連帶して金 323 万円を支払え。
- 4 被告 []（以下「被告 []」といふ。）は、原告に対し、被告田中水道及び被告水道企業団と連帶して金 323 万円を支払え。
- 5 被告 []（以下「被告 []」といふ。）は、原告に対し、被告田中水道及び被告水道企業団と連帶して金 323 万円を支払え。
- 6 被告 []（以下「被告 []」といふ。）は、原告に対し、被告田中水道及び

被告水道企業団と連帶して金323万円を支払え。

第2 事案の概要

本件は、被告田中水道が原告の所有する建物の水道の水圧を高めるために受水槽を設置した後に、同建物への給水管が破損して漏水していることが発見され、被告田中水道が同給水管の破損の修理工事をしたところ、その後、同建物の敷地に地盤沈下及び空洞が発生し、同建物が傾斜したことが判明したとして、原告が、受水槽の設置と給水管の破損の修理を請け負った被告田中水道、被告田中水道の代表取締役であった亡■の相続人ら及び水道事業者である被告水道企業団に対し、損害賠償を請求した事案である。

1 爭いのない事実、証拠（甲4, 16, 18, 乙3, 丙1, 原告代表者、被告本人兼被告代表者■）及び弁論の全趣旨により認められる事実

(1) 当事者等（甲16, 丙1, 弁論の全趣旨）

原告は、不動産の賃貸管理等を目的とする株式会社である。原告の平成16年12月7日変更前の商号は株式会社中島産業であった。

被告田中水道は、上下水道衛生設備工事の設計施工等を目的とする株式会社であり、越谷・松伏水道企業団指定給水装置工事事業者である。

亡■（平成19年1月21日死亡）は、平成17年3月31日まで被告田中水道の代表取締役であった。

被告■、被告■、被告■、被告■及び被告■は、いずれも、亡■の相続人である。

被告水道企業団は、越谷市及び松伏町を給水区域とする水道事業者である。

(2) 原告は、平成7年8月ころ、株式会社細野建設に対し、埼玉県越谷市赤山町2-110-2所在の土地上に鉄骨造2階建ての建物（以下「本件建物」という。）を建築することを依頼し、同年11月20日ころ、本件建物の完成引渡しを受けた（甲18, 原告代表者、被告本人兼被告代表者■）。

被告田中水道は、株式会社細野建設から、本件建物の建築工事のうち水道

設備関係の工事を請け負い、原告宅地内の引込み管と本件建物内の上下水道設備を施工した（争いがない、甲18、乙3、原告代表者、被告本人兼被告代表者〔〕）。

- (3) 被告田中水道は、平成7年12月10日ころ、本件建物の水道の水圧を高めるため、本件建物に受水槽を設置し、原告から、受水槽の設置費用として35万5128円の支払を受けた（争いがない、原告代表者、弁論の全趣旨）。
- (4) 平成10年11月5日ころ、本件建物への給水管（以下「本件給水管」という。）が本件建物の南東付近で破損し、漏水していることが発見され、被告田中水道は、給水管の破損の修理工事を行った（甲4、乙3、原告代表者、被告本人兼被告代表者〔〕）。

この修理工事により、本件建物の水道の水圧は高くなり、本件建物に受水槽を設置しておく必要がなくなったため、原告は、被告田中水道に対して受水槽の撤去を求め、被告田中水道は、受水槽を撤去した（争いがない、弁論の全趣旨）。

2 当事者の主張

(1) 被告田中水道の責任

(原告の主張)

ア 被告田中水道は、平成7年12月、本件建物の2階テナントから水が出てなくなったり、漏水がその1つの原因であると予見することが可能であるから、本件給水管の埋設を他の業者が行ったものであるとしても、本件給水管の漏水の有無について、配水管の取出口部分までさかのぼって調査、追求すべき義務があるにもかかわらず、これを怠り、安易に給水管を新設するか受水槽を設置するかの提案をした。

イ 被告田中水道は、平成7年12月、本件建物に受水槽を設置するに当たり、越谷・松伏水道企業団給水条例（以下「給水条例」という。）5条に基

づき、被告水道企業団の企業長に申し込み、その承認を受ける義務があるにもかかわらず、これを怠り、被告水道企業団に無断で受水槽を設置した。

ウ 被告田中水道は、平成10年11月に本件給水管からの漏水を発見した際、漏水箇所の周辺の敷地等の空洞の有無や地質の調査をして地盤の強度を図る義務があるにもかかわらず、これを怠り、漫然と給水管の破損の補修工事と給水管の一部の取替工事をしたにとどまった。

エ 被告田中水道の上記アないしウの義務違反により、長期間にわたって水漏れが放置され、そのため、本件建物の敷地の南方に地盤沈下及び空洞が発生し、これに伴って本件建物も南側に著しく傾斜したものであり、被告田中水道は本件建物の敷地の地盤沈下及び空洞並びに本件建物の傾斜に関する損害賠償責任を負う。

(被告田中水道の主張)

ア 原告の主張をすべて争う。

イ 被告田中水道は、平成7年12月、給水メータのパイロットを確認して漏水の有無を確認したが、漏水は見当たらず、本件建物全体からも、漏水の様子は見当たらなかった。

ウ 本件建物に受水槽を設置するに当たり、被告田中水道が被告水道企業団の企業長への申込みをしなかったことは認めるが、そのことと本件建物の漏水に関する責任とは関係がない。

(2) 亡■の責任

(原告の主張)

亡■は、平成17年3月31日まで、被告田中水道の代表取締役であったものであり、会社法429条に基づき、原告に生じた損害を賠償する責任を負う。

(被告■、被告■、被告■、被告■、被告■の主張)
争う。

(3) 被告水道企業団の責任

(原告の主張)

ア 配水管（本管）から使用者の宅地内のメータの先50cmまでの間に設置されている給水管については、被告水道企業団に管理権又は管理義務があるから、給水管の破損等による漏水事故については、被告水道企業団に第一義的責任がある。

イ 給水条例5条によれば、給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、企業長に申し込み、その承認を受けなければならないと規定されているところ、被告水道企業団が公認した被告田中水道は、本件建物の2階店舗で水が出ないと苦情に対し、企業長に申し出て承認を得ることなく、無断で改造を行ったものであり、被告水道企業団は、被告田中水道の上記条例違反を看過し、適切な指導監督を怠った指導監督義務違反があり、そのために漏水を放置して被害を拡大させた責任がある。

(被告水道企業団の主張)

ア 給水管については、給水管が道路上にあると宅地内にあるとを問わず、個々の需要者が自ら設置し、所有管理すべきものであり、被告水道企業団が給水管の破損及びそれによって生じた損害について損害賠償責任を負うものではない。

イ 被告田中水道が被告水道企業団の企業長の承認を受けるべき公法上の義務に違反したことと原告の損害との間には因果関係はないし、被告水道企業団が指導監督義務を負うものでもない。

(4) 原告の損害

(原告の主張)

本件建物の傾斜を直し、本件建物の敷地の空洞を埋め、基礎工事をやり直すには1615万円の費用を要するものであり、原告は同額の損害を被った。

(被告らの主張)

争う。

第3 当裁判所の判断

1 本件建物の敷地の地盤沈下、空洞及び本件建物の傾斜の原因について
前記認定事実、証拠（甲5、8、12の1、12の2）及び弁論の全趣旨によれば、平成10年11月5日ころ、本件給水管が本件建物の南東付近で破損し、漏水していることが発見されたこと、平成18年9月ころの時点において、本件建物の地盤は南側が沈下し、本件建物の南側には敷地が空洞化している部分が存在し、本件建物が南側方向に傾斜していたことが認められる。そして、ジオテック株式会社作成にかかる書面（甲8）には、本件建物の傾斜は超軟弱層の層厚の不均一性に起因するものと考えられること、漏水の影響とも考えられることが指摘され、ジオテック株式会社作成にかかる地盤調査報告書（甲11）には、本件建物の敷地が軟弱で不安定な地盤傾向であることが指摘されている。

これらの事実に鑑みれば、平成10年11月5日ころに発見された本件給水管の破損及び漏水が、本件建物の敷地の地盤沈下、空洞及び本件建物の傾斜に影響を与えた可能性があるというべきであり、これを左右する証拠はない。

2 被告田中水道の責任について

そこで、被告田中水道が本件建物の敷地の地盤沈下、空洞及び本件建物の傾斜について責任を負うか否かについて検討する。

(1) 前記認定事実、証拠（甲15、17の1ないし17の4、18、原告代表者、被告本人兼被告代表者 [] 及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、平成7年12月10日ころ、本件建物の2階のテナントの入居者から、水道の水が出なくなった旨の連絡を受け、本件建物の建築工事のうち水道設備関係の工事を行った被告田中水道に対し、その原因の調査及び修理を依頼した。

イ 当時被告田中水道の従業員であった被告[]は、同日ころ、本件建物の給水メータのパイロットを確認したが、パイロットにより把握し得る給水メータから蛇口までの部分については、漏水が認められなかつた。また、被告[]は、本件建物周辺のコンクリートの割れから水が出るなどの漏水の兆候が認められないことを確認した。さらに、被告[]は、本件建物の1階は水が出ていたが、2階の水道の水圧が低いことを確認した。

被告[]は、これらの状況を考慮して、本件建物の2階の水道の水圧が低い原因は、配水管から給水管への接続部分が経年によりふさがり、細くなっているためであると判断し、原告に対し、本件建物に受水槽を設置して水をポンプアップする方法と、本件建物の東側の県道に敷設されている配水管から水を分岐するよう新たに給水管を設ける方法を提案した。

これに対し、原告は、被告田中水道に対し、受水槽を設置するよう依頼し、被告田中水道は受水槽を設置し、原告から、受水槽設置費用として35万5128円の支払を受けた。

これにより、本件建物の2階の水道の水圧は改善された。

ウ 平成10年11月5日ころ、本件建物付近のガス工事に際し、本件給水管が本件建物の南東付近で破損し、漏水していることが発見され、原告は、被告田中水道に対し、本件給水管の修理工事を依頼し、被告田中水道は、本件給水管の修理工事を行った。

この修理工事により、本件建物の水道の水圧が高くなり、本件建物に受水槽を設置しておく必要がなくなったため、原告は、被告田中水道に対して受水槽の撤去を求め、被告田中水道は受水槽を撤去した。

エ 原告は、本件給水管の修理工事後も、本件建物に平成8年ころから認められた雨漏りが止まらず、本件建物の亀裂やひびがひどくなつたため、平成13年7月ころ、大家止水防水株式会社に対し、本件建物の屋上防水工事を依頼し、同工事費用として38万円を支払い、また、有限会社ビッグ

アートに対し、本件建物の補修塗装工事を依頼し、同工事費用として 231 万円を支払った。

オ 被告田中水道は、平成 13 年 8 月 17 日、原告に対し、被告田中水道が原告から受領した本件建物の受水槽の設置費用を返金する趣旨で 36 万円を支払うとともに、原告が上記エのとおり他の業者に対して支払った金額に相当する 269 万円を支払った。

(2)ア 原告は、平成 7 年 12 月 10 日ころ、被告田中水道が、本件給水管の漏水の有無について、配水管の取出口部分までさかのぼって調査、追求すべき義務があるにもかかわらず、これを怠った旨を主張する。

この点につき、原告は、被告田中水道が上記義務を負い、それを怠った根拠として、被告田中水道作成にかかる被告水道企業団あての平成 13 年 7 月 11 日付け「顛末書」(甲 15) に、平成 7 年 12 月初旬の時点で漏れが予め発見されれば受水槽の設置が不要であったという判断ミスがあったなどと被告田中水道が自らの責任を自認する旨の記載があること、被告水道企業団の施設課長作成にかかる給水課長あての事務連絡(甲 16) に、上記時点で漏水を予見できなかつた被告田中水道に対する責任として受水槽設置費用を返還するように指示した旨の記載があること、被告田中水道が、原告に対し、受水槽の設置費用に相当する 36 万円と原告が他の業者に対して支払った工事費用に相当する 269 万円を支払い、自らの責任を自認するものと受け取れる態度を示したこと、被告田中水道が平成 13 年 9 月 5 日付で被告水道企業団から厳重注意処分を受けたこと(甲 16)などを指摘するが、これらの事実をもって、直ちに、被告田中水道が、本件建物の 2 階の水道の水圧が低い原因を調査、追求する義務の内容として、配水管の取出口部分までさかのぼって本件給水管の漏水の有無を調査、追求する義務を負い、その義務を怠ったものとまでは認めることができないというべきである。

イ そこで検討するに、前記認定事実によれば、被告田中水道は、原告から、本件建物の2階の水道の水圧を改善するために必要な調査及び補修を依頼され、これを請け負ったものと認められるから、請負契約に基づき、本件建物の2階の水道の水圧が低い原因を調査、追求する義務を負うものというべきである。

そして、前記認定のとおり、被告は、本件建物の給水メータのパイロットを見て、パイロットにより把握し得る給水メータから蛇口までの部分については漏水が認められないことを確認し、本件建物周辺のコンクリートの割れから水が出るなどの漏水の兆候が認められないことを確認し、さらに、本件建物の1階は水が出ているが、2階の水道の水圧が低いことを確認した上で、これらの状況を併せて考慮して、本件建物の2階の水道の水圧が低い原因は、配水管から給水管への接続部分が経年によりふさがり、細くなっているためであると判断したものであって、被告としては、給水メータから蛇口までの部分の漏水の有無のみならず、本件給水管からの漏水の有無についても、これを疑うべき事情の有無を確認したものの、その際、本件給水管から漏水していることを疑うべき事情は存在しなかったものというべきである。

このような事実関係に鑑みれば、被告田中水道としては、被告の上記の確認により、本件建物の2階の水道の水圧が低い原因を調査、追求する義務を履行したものと解するのが相当である。

ウ そして、上記の確認の過程において本件給水管から漏水していることを疑うべき事情が存在しなかった本件においては、本件給水管からの漏水を予見することはできなかったというべきであり、被告田中水道において、上記の確認に加えて、さらに配水管の取出口部分までさかのぼって、本件給水管の漏水の有無を調査、追求する義務を負っていたものではないというべきである。

エ そうすると、被告田中水道が、本件建物の2階の水道の水圧が低い原因を調査、追求する義務を怠ったものと認めることはできず、原告の上記主張を採用することはできない。

(3) 原告は、被告田中水道が、本件建物に受水槽を設置するに当たり、給水条例5条に基づき、被告水道企業団の企業長に申し込み、その承認を受ける義務があるにもかかわらず、これを怠ったとして、その義務違反により、本件建物の敷地の地盤沈下及び空洞並びに本件建物の傾斜に関する損害賠償責任を負う旨を主張する。

本件建物に受水槽を設置するに当たり、被告田中水道が被告水道企業団の企業長への申込みをせず、企業長の承認を受けなかった事実は当事者間に争いがなく、被告田中水道は、給水条例5条に基づく義務を怠ったものと認められる（丙1）。

しかしながら、給水条例5条に基づく上記義務は、被告田中水道が被告水道企業団に対して負う条例上の義務であり、被告田中水道の上記義務違反と、本件建物の敷地の地盤沈下及び空洞並びに本件建物の傾斜という損害の発生との間には、相当因果関係があるものとは認められない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(4) 原告は、被告田中水道が、平成10年11月に本件給水管からの漏水を見した際、漏水箇所の周辺の敷地等の空洞の有無や地質の調査をして地盤の強度を図る義務があるにもかかわらず、これを怠った旨を主張する。

しかしながら、前記認定事実によれば、被告田中水道は、本件給水管の破損が発見された際、原告から給水管の修理工事を請け負ったものであると認められ、被告田中水道が上下水道衛生設備工事の設計施工を業とするものであることをも併せて考慮すれば、漏水箇所の周辺の敷地等の空洞の有無や地質の調査は原告において行うべきなのであって、被告田中水道自身が漏水箇所の周辺の敷地等の空洞の有無や地質の調査をして地盤の強度を図る義務を

負うということができないばかりか、被告田中水道が他者にこれらの調査を行わせる義務を負うということもできないと解すべきである。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(5) 以上によれば、被告田中水道の責任に関する原告の主張はいずれも採用することができない。

3 亡■の責任について

前判示のとおり、受水槽設置工事及び本件給水管の破損の修理工事に当たり、被告田中水道の責任を肯定することができないことに鑑みれば、被告田中水道の代表取締役である亡■が、その代表取締役としての職務を行うについて、被告田中水道に対する何らかの注意義務に違反したものと認めることはできない。

したがって、亡■の責任に関する原告の主張を採用することはできない。

4 被告水道企業団の責任について

(1) 原告は、被告水道企業団が給水管の管理権又は管理義務を負うとして、給水管の破損等による漏水事故については被告水道企業団に第一義的な責任がある旨を主張する。

証拠（甲9）によれば、被告水道企業団は、水道利用者等に対し、道路上などの水漏れに関することについては被告水道企業団の施設課維持管理係に届け出るよう呼びかけていることが認められ、また、被告水道企業団は、メータ先50cmまでの給水管の修理については申出により修理費用を負担していることを自認している（弁論の全趣旨）。

しかし他方で、証拠（原告代表者）によれば、本件給水管は、原告が昭和47年ころに本件建物の敷地に本件建物への建替え前の建物を建築するに際し、原告自身が東彩ガスに依頼して設置されたものであること、原告は被告水道企業団に対して本件給水管を譲渡していないことが認められ、これらの事実によれば、本件給水管は、設置された当初から現在に至るまで、原告が

所有するものであると認められる。また、被告水道企業団作成にかかる原告あての「給水管の修繕について」と題する書面（甲13）及び弁論の全趣旨によれば、被告水道企業団は、平成15年10月15日ころに原告が所有する給水管からの漏水の疑いがあった際、同書面に「本来給水管の管理は所有者が行なうところですが問題解決を早急に図るべきであり、給水管の修理を企業団で行なうので了承して下さい。」と記載し、原告に同書面を交付していたことが認められる。

これらの事実関係に鑑みれば、被告水道企業団が道路上などの水漏れの届出を呼びかけたり、被告水道企業団が給水管の修理費用を負担しているのは、被告水道企業団の主張するとおり、水漏れから誘発される事故の防止及び水資源の節約のために早急な修理を促す目的から行っているものであると認めるのが相当であり、被告水道企業団が本件給水管の管理権又は管理義務に基づいてこれを行っているものと認めることはできないというべきである。

この点につき、原告代表者は、被告水道企業団が本件給水管の管理権又は管理義務を負う旨を供述するが、独自の見解であってこれを採用することはできない。

そうすると、被告水道企業団が本件給水管の管理権又は管理義務を負うものということはできず、他に、被告水道企業団が本件給水管の管理権又は管理義務を負うことの裏付けるに足りる証拠はない。

したがって、原告の上記主張を採用することはできない。

(2) また、原告は、被告水道企業団には、被告田中水道の給水条例5条違反を看過し、適切な指導監督を怠った指導監督義務違反があり、そのために漏水を放置して被害を拡大させた責任がある旨を主張するが、そもそも、前判示のとおり、被告田中水道が給水条例5条に基づく義務を怠ったことと原告の損害の発生との間には相当因果関係が認められないから、被告水道企業団の被告田中水道に対する指導監督義務の有無等について判断するまでもなく、

原告の主張を採用することはできない。

(3) 以上によれば、被告水道企業団の責任に関する原告の主張はいずれも採用することができない。

5 その他、原告は、被告らの責任を繰々主張するが、本件全証拠によっても、被告らの債務不履行又は不法行為に基づく原告に対する損害賠償責任を認めるることはできない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、原告の主張はいずれも理由がない。

6 よって、主文のとおり判決する。

さいたま地方裁判所越谷支部

裁判官 寺 本 真 依 子